

令和6年2月28日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社阿部工務店に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：安達 研

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社阿部工務店	宮城県亶理郡亶理町荒浜字水神 6 2

2 指名停止措置期間：

令和 6 年 2 月 28 日～令和 6 年 7 月 27 日（5 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

株式会社阿部工務店は、少なくとも過去 5 年間に於いて、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。

当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 12 月 22 日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（営業停止 45 日間）を受けた。

また、同法第 11 条第 2 項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第 28 条第 1 項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成 13 年 1 月 6 日付環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）別表 2 第 13 号に該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第 2 ー 抜粋 ー

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反) 13. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内